

平成19年(2007年)3月9日
建設委員会資料
都市整備部土木担当

区を被控訴人とする控訴の提起について

1 事件名

自転車等撤去処分取消請求控訴事件（東京高等裁判所 平成18年（行コ）第324号）

2 当事者

控訴人 中野区民
被控訴人 中野区

3 訴訟の経過

平成18年(2006年) 6月12日 東京地方裁判所に訴えの提起
11月10日 東京地方裁判所で請求棄却の判決言渡し
12月 5日 東京高等裁判所に控訴の提起
平成19年(2007年) 1月 9日 東京高等裁判所から送達された控訴状の收受

4 事案の概要

本件は、区長が控訴人の自転車を撤去し、保管した上、撤去費用等として控訴人から5,000円を徴収したことから、控訴人が上記撤去及び保管は違法であるなどと主張して、被控訴人に対し、不当利得返還あるいは国家賠償として、本件撤去費用等相当額5,000円等の支払を求めて東京地方裁判所に訴えを提起したが、第一審判決では請求が棄却されたため、これを不服として、東京高等裁判所に控訴を提起したものである。

5 控訴の趣旨

次の判決及び仮執行宣言を求める。

原判決を取り消す。

被控訴人は、控訴人から徴収した撤去費用等5,000円並びに徴収日から支払済みまで年5パーセントの利息を含めた金員を控訴人に支払え。

訴訟費用は被控訴人の負担とする。

6 控訴の理由

中野区自転車等放置防止条例及び中野区自転車等放置防止条例施行規則は、関係法令に違反し、無効であるから、第一審判決には誤りがある。